平成２６年（フ）第２４０号
長野県松本市芳野13番Ｃ―402号　市営住宅
債務者　丸山満智子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２４４号
長野県松本市大字松原56番地６
債務者　宮坂　安惠
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１０８号
三重県名張市夏見2300番地１
債務者　村田　文子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第５２号
兵庫県揖保郡太子町東南178―１マルベリー
Ｂ201号室、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目36番地18コーポ城山201
債務者　徐徳一こと　吉田　徳一
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第５３号
兵庫県揖保郡太子町東南178―１マルベリー
Ｂ201号室、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目36番地18コーポ城山201
債務者　吉田佐百合
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第１０３号
福岡県飯塚市庄司259番地１　大和アパート101号
債務者　原口　輝子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３０６号
大分県別府市石垣西２丁目３番45―402号
堀木台マンション
債務者　合原　巨人
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５１号
新潟県長岡市大島新町４丁目甲923番地
債務者　髙見　房義
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
松江市八雲台２丁目17番17号　ドルチェヴィータ青山202号
債務者　片寄　直美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６１１号
熊本市東区尾ノ上３丁目12番８号　702号、前住所熊本市中央区国府２丁目２番４―109号　堀の内団地
債務者　坂本　祐太
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２１号
山口市朝田1412番地２　レオパレスコスモガーデン210、前住所山口県下関市清末鞍馬２丁目１番25号　レオパレスＨＩＲＯ清末201号
債務者　藤永　裕成
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２５号
栃木県栃木市大宮町2284番地96　プレアド大宮Ａ―102号、前住所栃木県栃木市西方町金井1740番地16
債務者　竹澤　幸次
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５３８号
栃木県宇都宮市清住３丁目８番３号　メゾンブランシェ103、前住所栃木県宇都宮市花房２丁目８番１号
債務者　らぁめん三太こと　今井　成吾
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４０号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2448番地９阿久津コーポ201号室、前住所栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅13号棟308号室
債務者　荒井　浩之
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８９３号
横浜市神奈川区入江１丁目17番17号　新子安コーポラス201号
債務者　八木　裕子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９５１号
横浜市港北区箕輪町２丁目４番41―210号
債務者　難波　孝幸
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部